

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 (令和3年度第2回)

日 時：令和3年7月28日（水曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室
(Web会議)

1. 開会

2. 議事

- (1) 県民意見の提出状況について
- (2) 令和3年度大規模事業評価対象事業の審議について
 - ①宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業
 - ②大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業
- (3) 答申案について

3. その他

4. 閉会

○司会 ただいまから、令和3年度第2回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。始めに定足数の報告をさせていただきます。本日は内田部会長を始め、6名の委員にご出席頂いております。全7名の委員の半数以上の出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、前回欠席の瀬口委員におかれましては、本日ご出席いただいております。ご紹介するとともに、瀬口委員、改めましてよろしくお願ひいたします。

○瀬口委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 続きまして、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条及び第6条の規定により、当会議は公開といたします。

また、正確な議事録の作成のため、本会議は録画させていただきますことをご了承いただきます。

なお、本日、傍聴者がございますので、ご説明いたします。

傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、内田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○内田部会長 よろしくお願ひします。

今回は第1回部会の審議から附属資料、県民意見も加わり、答申案の形成を行いたいと思います。

それでは、はじめに議事録署名委員の指名ですが、今回から参加されている瀬口委員と初めてお会いするので、瀬口委員から簡単にご挨拶いただけないでしょうか。

○瀬口委員 前回欠席で申し訳ありませんでした。今年度から参加させていただきます弁護士の瀬口と申します。よろしくお願ひいたします。

○内田部会長 どうもありがとうございます。

では、これより議事に入りますが、それに先立って議事録署名委員を指名したいと思います。前回は板副部会長と小野田委員にお願いしました。名簿の順に従って、今回は鈴木委員

と瀬口委員の二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

まず、「宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業」について、県民意見の提出状況、前回部会での審議内容の整理、審議事項の追加説明及び答申に盛り込むべき事項の順に審議を行い、その後に「大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業」についても同様に進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事業ごとの時間配分の目安は1事業当たり50分程度といたします。

では、はじめに宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に対して提出された県民意見の提出状況について事務局から説明をお願いします。

○平塚企画・評価専門監 事務局の総合政策課平塚と申します。よろしく願いいたします。

県民意見の提出状況についてご報告いたしますので、資料1をご覧ください。

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業に関します県民意見の提出状況についてですが、大規模事業の評価調書を6月8日に公表し、県が行いました自己評価をご覧ください。形で実施をしております。

1の意見募集期間につきましては、6月8日から7月7日までの1か月間。募集に当たっては、3の(1)にございますとおり県のホームページ等で情報提供を行いました。また、(2)にございますとおり、新聞、ラジオ、メールマガジン、フェイスブックに加えまして、チラシの配布により周知を行っております。

その結果、6者から計12件の意見をいただいております。

この資料の2ページ目をご覧ください。

詳細、見解につきましては後ほど事業担当課からご説明をさせていただきますが、意見の概要としましては、交通アクセスに関することや施設に求められる機能、今後の事業の検討、推進に当たっての県民からの意見の聴取等になっております。

意見募集の概要と提出された意見については以上でございます。

○内田部会長 ありがとうございます。

では、次に事業担当課より見解について説明をお願いします。

○黒澤消費生活・文化課長 消費生活・文化課長の黒澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

では、提出された意見の概要及び事業担当課の見解についてご説明申し上げます。

資料1の2ページをご覧ください。

意見につきましては、大きく5点になると考えております。

まず、1点目は施設の在り方や求められる機能等に関する意見として、資料の左側の番号で4番、5番、6番、8番、10番及び11番の6件。2点目としては、県民等からの意見聴取に関する意見で、1番と12番の2件。3点目としまして、交通アクセスに関する意見で、2番と3番の2件。4点目としまして、施設規模に関する意見で、10番の1件。5点目としまして、仙台市との役割分担に関する意見で、7番の1件となります。

これらの意見に対する事業担当課の見解ですが、1点目の施設の在り方や求められる機能等に関する意見については、今年3月に策定しました仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想に基づく施設整備を進めていくこととしております。

2点目の県民等からの意見聴取に関する意見については、文化芸術及びNPO関係をはじめとした施設利用者等からの意見を伺いながら今回の施設づくりを進めていくこととしております。

3点目の交通アクセスに関する意見については、整備予定地である仙台医療センター跡地

の特徴であります広域的なアクセス性の高さや整備予定地周辺の交通状況を踏まえながら、交通利便性の向上、適切な駐車場整備や車両動線の配置等について検討していくこととしております。

4点目の施設の規模に関する意見については、新たな県民会館に求められる機能の確保、面積が狭隘なことによる現在の県民会館が抱える課題を解消するためには、現在より大きな面積を確保する必要があるものの、両施設の用途が類似している諸室の共有化により規模の適正化等を図っていくこととしております。

最後、5点目の仙台市との役割分担に関する意見に関しましては、県が整備するホールと市が整備を予定しているホールについて、現時点で市が明らかにしている整備方針を踏まえ、機能面での違いを整理しているところであります。

説明については以上となります。

○内田部会長 ありがとうございます。

それでは、今参加されている委員の皆様からの質問を受け付ける前に、今回欠席されている小地沢委員から何か本案件に関してのご質問、ご意見等はいただいているのでしょうか。

○平塚企画・評価専門監 小地沢委員から特にご意見等はいただいております。

○内田部会長 分かりました。

それでは、参加されている委員の皆様からただいまの説明に関してご質問ございませんでしょうか。

では、特にないようでしたら、引き続き審議に移りたいと思います。

それでは、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業の審議に入ります。

事務局から論点整理について説明をお願いします。

○平塚企画・評価専門監 それでは、前回の部会の審議内容についてご説明を申し上げます。

資料2の論点整理表をご覧ください。

こちらは評価調書の項目ごとに委員の皆様からのご意見、ご質問と、それに対する事業担当課の回答をそれぞれ記載しております。

主なものとしたしましては、Ⅰ事業の概要では、設計業務の進め方について。それから、Ⅱ事業内容では、施設規模の妥当性について。それから、Ⅳ評価結果については、事業の実施場所や公共施設等適正管理推進事業債の活用等についてのご質問、ご意見をいただいております。

後ほど事業担当課より回答、説明をさせていただきます。

簡単ですが、論点整理表については以上でございます。

○内田部会長 ありがとうございます。

前回の部会において委員の皆様から質問等をいただいたことに対する論点整理に関してただいま事務局からご説明がありました。

それでは、この点について事業担当課から追加説明をお願いします。

○黒澤消費生活・文化課長 では、追加説明資料についてご説明申し上げます。

資料3の1ページをご覧ください。

まず、Ⅰ設計業務の進め方についてをご覧ください。設計業務に関する考え方、発注方法に関するご質問にお答えいたします。

今年3月に策定いたしました仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想におきまして、集約・複合化施設は地域における社会課題の解決をもたらす拠点として、あらゆる人々に開かれた施設であることを基本理念として掲げております。このため文

化芸術、NPO関係をはじめとした施設利用者等からの意見も十分に踏まえた上で設計を進めていくこととしております。

また、設計の発注方法につきましては、プロポーザル方式を採用し、設計業者の選定に当たっては建築分野のみならず、多様な分野の方々に構成する委員会において審査する予定としております。

次に、Ⅱ施設規模の妥当性についてをご覧ください。

施設規模が適正であるかを判断、把握するための根拠に関するご質問にお答えいたします。

本事業は公共施設の管理という観点から、規模の適正化を図る一方で、文化芸術の振興に必要な機能を追加しております。特に、これからの県民会館には音楽や演劇等を鑑賞するホール機能に加え、これまで以上に県民の創作活動を支援するほか、文化芸術関連の人材育成を行う拠点としての機能を強化していく必要があることから、スタジオシアターの整備やギャラリー、アトリエ等の充実を計画しているところです。

2ページに移りまして、こうした考え方は令和元年の県民会館の整備のあり方に関する有識者会議での議論を踏まえ、令和2年3月に整備基本構想としてまとめたもので、今年3月の再編基本構想においてもこの考え方を踏襲しており、文化芸術関係者等からの期待が寄せられているところです。

さらに、県民会館とNPOプラザの集約・複合化によって多様な主体が結びつき、これまで以上に県民の心豊かな生活の実現や社会包摂の促進等の効果に結びつく新たな取組の展開を期待しているところです。

このようなことから、本事業は既存施設と比較して延べ床面積は増加するものの、両施設の用途が類似している諸室を共有化することで規模の適正化等を図りながら、現在の県民会館が抱える課題を解消するとともに、文化芸術のさらなる振興等の観点から、必要とされる新たな機能を追加するものであり、施設規模は妥当であると考えております。

次に、3ページ、Ⅲ事業実施場所の妥当性についてのご質問です。

1整備予定地に関する検討経緯についてをご覧ください。事業実施場所の選定根拠に関するご質問にお答えいたします。

県では平成29年に仙台市が示しました2,000席規模の音楽ホールを単独で整備するとの意向を前提とし、平成30年度に潜在的・将来的な需要を見込んだホールの規模や機能等を把握することを目的とする、宮城県民会館需要調査を実施いたしました。

この調査結果を踏まえまして、県では現在の県民会館の高稼働状況や仙台市内のホール不足への対応を考慮すると、県が2,000規模のホールを整備しても施設の供給過剰となることはないと分析し、令和元年に開催しました有識者会議において、今後の県民会館に求められる基本的な方向性や機能・規模・立地条件等についてご意見をいただきました。

その結果、先ほど申しあげました新たな県民会館に求められる役割を果たすためには、現地での建替は困難、整備候補地については仙台医療センター跡地が適地との見解で一致し、また、令和元年度に開催しました県有施設再編の在り方検討懇話会においても、仙台医療センター跡地が適地との見解をいただいているところです。

これらの見解を踏まえまして、今年3月に策定した再編基本構想において、仙台医療センター跡地を整備予定地と決定したところです。

次に、4ページ、2現施設の立地に関する評価と跡地の対応についてをご覧ください。

現施設の立地におけるメリット、デメリットを踏まえた移転の必要性に関するご質問にお答えいたします。

現在の県民会館が立地しております定禅寺通は仙台市のシンボルロードとも言える場所であり、中心市街地に位置することから、特に仙台市民にとっては交通利便性の高い立地と言えると思います。このような環境の中において、県民会館の移転は仙台市のまちづくりに大きな影響を与えると認識しております。

一方で、先ほど説明したとおり、これまでの検討において、現在の敷地では新たな県民会館の現地建替は困難であるとの結論に至っております。

なお、跡地につきましては、再編基本構想や仙台市が発表しました勾当台・定禅寺通エリアビジョンにおいて、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上につながるよう、関係機関や関係団体等との調整を行う旨位置づけられておりますので、引き続き県としても協議等を行っていく予定です。

次に、3 整備予定地の都市計画条件についてをご覧ください。

整備予定地の都市計画条件を踏まえた移転の必要性に関するご質問にお答えいたします。

整備予定地は、仙台市が特別用途地区制限条例で大規模集客施設制限地区として指定している地区であり、劇場や映画館、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超える建築物の建築に制限が設けられております。

5 ページに移っていただきまして、本事業は劇場が該当し、ホールの客席部分の床面積が建築制限の対象となりますが、今回の大ホール及びスタジオシアターの面積を合わせても床面積は1万平方メートルを超えないと見込んでおり、建築は可能であると考えております。

次に、4 仙台市が整備予定の施設との役割分担についてをご覧ください。

仙台市は2,000席規模の生の音源に対する音響重視の高機能多機能ホールを整備する方針のみ明らかにしており、現時点では、これまでの繰り返しになりますが、機能面での違いを整理しているところです。

今回の仙台市長選挙におきましても、現職は文化芸術拠点となる我が国トップクラスの音楽ホールをつくりますと公約に掲げているのみであり、詳細は不明なままです。

なお、県の需要調査に加え、昨年度仙台市においても県の整備計画を前提とした場合でも仙台市の音楽ホールの需要は十分に見込まれるとの結果が示されております。

続いて、6 ページ、IV活断層のリスクについてをご覧ください。

最初の1行目、整備予定地の東側と書いておりますが、西側の誤りです。訂正をお願いします。大変申し訳ありませんでした。

その上でご説明申し上げますが、整備予定地の西側に位置しております長町一利府断層帯については、過去の活動時期や被害状況等詳細な情報は判明しておりませんが、この断層帯は西側が隆起する構造のため、東側における地震動は相対的に小さいと言われております。

今回の施設の整備に当たりましては、断層による災害リスクを十分に踏まえ、総合的な耐震安全性を確保した構造を検討する予定としております。

次に、V 公共施設等適正管理推進事業債の活用検討についてをご覧ください。

まず、1 公適債を活用できない理由についてご説明いたします。

公共施設等の適正管理の推進を目的として、平成29年度に総務省が創設した公共施設等適正管理推進事業債では、複数の公共施設を集約化または複合化する集約化・複合化事業が対象となっています。

この事業を活用するためには、整備前の施設にはない機能を追加した施設を整備する場合、追加部分の延床面積を除き、統合後の施設の延床面積が統合前の施設の延床面積より減少することが要件の1つとされております。

本事業では統合後の延床面積を統合前より縮小させる、または他の自治体が実施する公共

施設事業と連携し、統合前の施設の延床面積を増加させるといった2つの方法が考えられます。

1つ目の統合後の延床面積を統合前より縮小させるについてですが、仮に新たな県民会館の座席数を現在とほぼ同数の1,600席程度とした場合でも、座席の幅や前後間隔の拡大、多面舞台の導入、搬入口等のバックヤードの拡大が必要となるほか、利用者の利便性の向上の観点からロビーやホワイエの拡張、トイレの増設等が求められており、延床面積を縮小させることは困難であると考えております。

7ページに移っていただきまして、延床面積を縮小するには座席数そのものを削減するしかありませんが、これでは先ほどご説明しましたこれまでの議論の方向性とは異なるものとなってしまいます。

次に、2つ目の他の自治体を実施する公共施設事業と連携し統合前の施設の延床面積を増加させるについてですが、まず、他の県有施設だけではなく、仙台市の公共施設まで対象を広げて検討を行いました。施設の関係性や親和性、固有の課題等により、仙台市からは対応は困難であるとの見解が示されております。

なお、近年整備されました他の自治体の公共ホールの事例を調査したところ、公共ホールに求められる機能や仕様が高度化していることに加え、文化施設を取り巻く環境の変化による利用者ニーズ、利用者意識が変化していることを要因に、公共施設の建替整備において、一般的に延床面積は増加傾向にあることが分かりました。

このことから、本事業において集約化・複合化事業を活用できないことは特異な事情ではないと考えております。

最後に、2旧施設の取扱いと財源についてご覧ください。

県民会館の移転は仙台市のまちづくりに大きな影響を与えることとなるため、その跡地については関係機関や関係団体等と協議・調整する予定です。

なお、現県民会館の建物を解体する場合、その時点の地方債等の財政支援措置を最大限活用することを検討いたします。

駆け足ではございますが、説明については以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田部会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご質問ございませんでしょうか。

○平野委員 丁寧な説明ありがとうございます。非常によくまとめられて、これまでの経緯、事業費も含めて非常に明確になったと思っております。

1点確認ですが、美術館との統合を検討されていたときは、美術館にある講堂が県民会館のスタジオシアターと同様のものとして、公適債を適用可能であると考えていたが、美術館との統合を行わないとした結果、そのように大規模に面積を縮小できる、重複するようなものはなかったの、機能を削ることなく面積が増えてもしっかりとした公共ホールを造る決断をされたという理解でよろしいでしょうか。

○黒澤消費生活・文化課長

ご質問の件ですが、おっしゃるとおりです。昨年度、美術館を含めて3つの施設を集約・複合化するという段階では、トータルの面積を縮小することができるということで、公適債の活用が前提となりましたが、いろいろ議論を重ねていき、美術館は現地で改修となった段階で、基本的には面積は増えるため公適債の活用は見送り、整備を進めることで結論づけております。

○平野委員 ありがとうございます。また、前回からお送りいただいたこの追加資料は議事録

と同様に公表されるのでしょうか。

○平塚専門監 追加資料については今回の部会の資料として公開されます。

○平野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○内田部会長 それでは、引き続きご質問ございませんでしょうか。

○小野田委員 私も平野委員と同じくいろいろお伺いしましたが、それに対して丁寧に対応していただいて大変感謝しております。

現在の宮城県民会館のように外構が僅かしかない場所では、建物の内部空間の評価、精査がその施設配置のパフォーマンスになります。今回の計画では建物の中の機能は丁寧に整理されていますが、郊外型のホールになるので建物評価だけでなく、外部空間、駐車場も含めて全体の土地利用を検討する必要があると考えます。その点について、現段階でのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○黒澤消費生活・文化課長 ご質問の件ですが、おっしゃるとおり今回の新しい整備予定地は約5万4,000平米という広大な敷地になります。第1回部会でお示した今年3月に策定した仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想では、114ページ以降にあくまでも例示として敷地内における施設の配置を4パターン示しております。

施設配置については、まだ正式に決まっておりませんが、土地が広いこと、また、広域からの集客を想定し、一定程度の駐車場の確保は必要と考えております。

ただし、駐車場にしても無料にするのか、資産の有効活用で有料駐車場にするのか、また、若干緑地も設けるのかなど、広い土地の有効活用、資産としての有効性を生み出せるような手法についてもあわせて設計段階で考えていきたいと思っております。

○小野田委員 私は今国交省と一緒に事前に試しの設計を行い、コンセプトを明確にし、可能な限り無駄を省いていき、不要なスペックを付けすぎて競争力のないものがないためのチェックを行うプレデザインという活動を行っています。本事業を精査しているわけではないので無責任な発言はできませんが、最初に駐車場を含めた外構部分の費用配分をある程度想定しておいた方がよろしいと思えます。

また、専門的な視点から考えると、広い外部空間の活用、外構に対するプレデザインをしっかりと行い、家族連れや子供たちが遊びに来て、次世代を涵養できるようにするととても価値の出るプロジェクトになると思えますが、ここまで踏み込んでしまうとこの委員会のメインの仕事ではなくなるので、できればそこも配慮していただきたいと留めさせていただければと思います。

それから、いろいろな人に意見を伺う旨のご説明もありましたが、プロジェクトを評価するという事はプロジェクトをしっかりと判断できる人でなければ評価に結びつかないということも申し添えておきます。

○平野委員 少し補足的な話をしてよろしいでしょうか。

○内田部会長 はい。

○平野委員 小野田委員がおっしゃっていることはまさにそのとおりで、現在の県民会館整備のあり方に関する有識者会議の委員は、どちらかというと利用者の代表で構成されているので、利用者目線で方針を出していただく体制としては非常によろしいですが、これをプロジェクトとして推進していく上では、技術的なことも分かり、プロジェクトを推進するノウハウも理解しておられる方を委員にして、プロポーザルで決定された設計事業者と対峙しながらプロジェクトを推進していく体制をとることがお勧めです。

○黒澤消費生活・文化課長 事業担当課からよろしいでしょうか。

○内田部会長 はい。

- 黒澤消費生活・文化課長 小野田委員、平野委員、ありがとうございました。まさにおっしゃるとおりでして、今我々は最近整備された他県のホールの状況を確認していますが、他県でも設計段階において設計業者が示したものを行政では判断ができない、また、幅広く文化芸術関係者の意見ばかり伺っていてもそれだと設計がまとまらないということで、他の自治体でも建築関係の専門家、舞台関係の専門家等をアドバイザーにしている旨の話を聞いております。本事業も、宮城県だけでは判断できませんので、委員の方々がおっしゃるとおり各界の専門家をアドバイザー等に委嘱し、専門的な見地で設計が妥当かどうかを判断していただけるような仕組みをつくりたいと考えております。
- 平野委員 アドバイザーですと個別にやるものですから、個別にいろいろ話を伺うと競合できなくなる可能性があるので、助言委員会でもいいので一緒になって議論できる場を設けて、その場で設計の構成を決められる状況にしないと設計者が困るので、体制の検討をしていただければと思います。
- 黒澤消費生活・文化課長 はい、分かりました。貴重なご意見ありがとうございます。
- 内田部会長 今、小野田委員と平野委員からいただいたご意見は、これから本案件の答申案を形成していきませんが、考慮に入れながら進めていくことでよろしいでしょうか。
- それでは、ほかにご質問ございませんでしょうか。
- それでは、これまでの審議状況から本案件、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業については、事業を実施することは妥当としてよろしいでしょうか。
- では、委員の皆様の賛同を得ましたので、部会としましては本案件、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業については、事業を実施することは妥当と決定いたします。ありがとうございました。
- 小野田委員 妥当でよろしいですが、これまで申し上げた広い土地の有効活用、価値を出せるような条件設定と精査がもう少し必要であること、事業者の選定においては専門家によるしかるべき対応ができる体制を検討することは附帯意見としていただければと思います。
- 内田部会長 それでは、今の小野田委員のご意見は答申案の附帯意見に盛り込もうと思いますので、次に答申案の審議に入っていきたいと思います。
- これまでの審議の状況を踏まえて部会長案として資料7の答申案を作成しております。
- それでは、事務局から説明をお願いします。
- 平塚企画・評価専門監 それでは、答申案についてご説明いたします。
- 資料7をご覧ください。
- こちらの内容につきましては、第1回目の部会の審議内容を踏まえた上で、内田部会長と事前に内容を調整させていただいたものでございます。
- 答申者の名前につきましては、行政評価委員会の堀切川委員長と大規模事業評価部会の内田部会長の連名としております。
- 次に、別紙1をご覧ください。
- 宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業につきまして、事業実施を妥当と認める表現としております。
- 次に、記のところに2つほど、これを1回目の状況を踏まえた上での意見をつけております。
- 意見の1つ目については、事業実施に当たって仙台市のまちづくりにも配慮し、引き続き県民に分かりやすく説明するよう努めることとしております。
- 意見の2つ目といたしましては、施設利用者のニーズを把握し、集約・複合化による新たな活動の展開を見据えた事業の実施に努めることとしております。

答申案についての説明は以上でございます。

○内田部会長 ありがとうございます。

この答申案については、事業の実施場所や現施設の場所の検討については仙台市のまちづくりを配慮し、県民による意見が提出されたこともあり、引き続き分かりやすく説明していただきたいこと、また、施設利用者のニーズを把握することで2つの施設を集約・複合化して、新たな活動の展開を見据えていただきたいことでこのような附帯意見としております。

この附帯意見の2つに関する修正箇所、またはさらに付け加えるべき意見がございましたら、委員の皆様からご意見よろしく申し上げます。

○小野田委員 先ほど申し上げた広い外部空間を有効活用できる枠組みを設定していただきたいこと、また、事業者の選定においては高い専門性を考慮し、しっかりした枠組みで行うことが必要だと考えられるので、事業者選定における専門性と広い敷地の有効活用のための事前調整を丁寧に行うという2点をできれば加えていただけるとよろしいと思っておりますが、委員の方々いかがでしょうか。

○内田部会長 今、小野田委員から、広い外部空間の活用の枠組みをどのように設定していくのかしっかりと検討していただきたいこと、あとは事業者の選定において専門分野の方々の意見をしっかりと取り入れた形で計画と実施を進めていく意見を付け加えるご意見がありました。このご意見に関して、また、それ以外の附帯意見に関して委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。

○平野委員 小野田委員のご意見に賛成です。一方で、このような公的施設を造られるので、現答申案の「仙台市のまちづくりにも配慮し」の表現に違和感がありまして、宮城県も事業主体である限りまちづくりの主体なので、この表現では仙台市のまちづくりは仙台市の責任で行い、宮城県は関係ないという受け身に捉えられてしまうことから、積極的に関わっていくべきだと考えます。

配慮という受け身ではなく、仙台市のまちづくりと融合した整備を進めると記載してもよろしいと思っております。

あと、小野田委員のご意見に関連しますが、大規模な投資を行うのでその価値を最大限引き出す義務があると思っております。事業予定地周辺には様々な集客施設もありますので、その外構だけでなく周辺との関係性を考慮した計画を進め、最大限投資の効果を引き出すための適切な設計、プロジェクトマネジメント体制を組む等を加筆いただけるとよろしいと思っております。

○内田部会長 小野田委員と平野委員からご意見いただいたので、それも含めて一旦いただいたご意見から答申の修正案を事務局と私で考えます。それをまた再度メールで委員の皆様にお送りしますので確認していただき、さらに修正があれば修正していただいて、答申案を形成することでよろしいでしょうか。

○平野委員 はい、結構です。

○内田部会長 小野田委員はよろしいでしょうか。

○小野田委員 作業の負担をおかけして非常に申し訳ありませんが、それであれば結構です。

○内田部会長 では、いただいたご意見を踏まえてこれから修正案を作成し、さらに付帯意見として付け加える事項がありましたら、委員の皆様、ご意見をよろしく申し上げます。

それでは、現在の答申案1つ目で「まちづくりにも配慮し」という箇所を積極的にまちづくりに融合した整備を進めるというように、宮城県もまちづくりの主体の1つであると修正するということと、今後この計画を実施していくに当たって広い外部空間の活用の枠組みをきちんと設定していくこと、事業者の選定において専門分野をしっかりと把握した人たちと

一緒に検討を進めていくという内容を答申案の附帯意見に含めるということで、修正案を作成していきたいと思います。

- 平野委員 部会長、よろしいでしょうか。先ほど小野田委員のご意見に私が勝手に付け加えましたが、周辺環境と連携し広い外構を活かした計画を推進すること、また、先ほど話にも出ました宮城県をアドバイスする立場の人も必要になりますので、プロジェクトマネジメントの体制をしっかり構築する、そして、設計者選定に当たってもプロポーザルによる適切な設計者を選定していただければと思います。

小野田委員、それでよろしいでしょうか。

- 小野田委員 はい、よろしく申し上げます。
- 内田部会長 それでは、事務局と私で作成した修正案については再度委員の皆様方にメールでご意見を承りたいと思います。
- 平野委員 部会長よろしいでしょうか。他の審議会でも行っているように、部会長一任を取りつけ、メールでは事務的な確認を行うだけにして、部会長に修正内容を今の方向で一任した方がよろしいと思います。私ももちろん一任させていただきます。
- 内田部会長 それでは、これ以後の附帯意見に関する修正については事務局と私に一任させていただきたいと思いますが、委員の皆様方、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する声あり)

ありがとうございます。

それでは、本案件に関してはこれで答申案の形成を行っていききたいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは、これから次の案件に移る前に7分ほど休憩をとりたいと思います。今、14時28分なので、14時35分から再開したいと思います。

(休憩)

- 内田部会長 それでは、引き続き大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業の審議に入ります。まず県民意見の提出状況について事務局から説明をお願いします。
- 平塚企画・評価専門監 資料4をご覧ください。

大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業につきまして、意見の募集期間、提出方法、それから関連情報の提供及び周知につきましては、先ほどお話しいたしました宮城県民会館及びNPOプラザの事業と同様に実施しております。

また、こちらの事業につきましては、周知に当たりまして所在地でもあります大崎市にご協力いただきまして、大崎市の広報にも掲載して周知しております。

その結果、9名の方から51件のご意見をいただいております。

意見の概要につきましては、主に再編統合の在り方、設置場所、教育内容等についてご意見をいただいておりますので、後ほど事業担当課からご説明させていただきます。

県民意見の募集についての概要については以上でございます。

- 内田部会長 ありがとうございます。

では、次に事業担当課より見解について説明をお願いします。

- 高橋教育企画室長 教育企画室の高橋でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、県民からの意見についてご説明させていただきます。

今回の県民からの意見提出は9者から全体で51件の意見がございました。

なお、意見についてはこれまで県と複数回やり取りをしてきた特定の地域の方々からの意見が大半でございました。

各意見については様々な要素が含まれているところがございますが、大きく分けて5つ。1つ目は再編統合の在り方について。2つ目は設置場所について。3つ目は教育内容について。4つ目は定員割れの懸念について。5つ目はその他ということで5つに分類できると考えておりますので、それぞれについて概要の説明をさせていただきます。

まず1つ目の再編統合の在り方についてですが、3校の統合ではなくて大崎地区東部ブロックにある5校での再編を検討する必要があるのではないかとのご意見をいただいております。県といたしましては、今回の統合は平成30年度の大崎地区における高校の在り方検討会議において地域関係者のご意見も踏まえながら確認されたところで、この枠組みに沿ったものであると考えております。

次に、2つ目の設置場所についてですが、主にほかの統合対象校や松山駅近辺への設置を求める等、鹿島台商業高校の敷地への設置について再考を求めるご意見がございました。県といたしましては、設置場所の選定に当たっては駅の近く等の新たな土地も排除せず検討したところでございますが、適地が存在せず、既存県有地を活用することが適切であること、既存県有地の中では安全性や敷地面積等を総合的に考慮した結果、鹿島台商業高校の敷地を活用するものとしてございまして、適切であると考えております。

次に、3つ目の教育内容についてですが、主に学科編成や取組内容について再検討の必要性を指摘するご意見がございました。県といたしましては、学科編成については、先ほどと同様ですが、在り方検討会議において確認された事項を踏まえて教育基本構想の検討を進めてきたものであり、地域のご意見もしっかりと聞きながら整理してきたものと考えております。

次に、4つ目の定員割れの懸念についてですが、主に通学の利便性や学びの内容から、開校後の定員割れを懸念するご意見がございました。県といたしましては、統合校において高校生カフェや醸造といった新たな取組を取り入れるとともに、これまで既存校で築いてきた地域の方々との関係をより深めていくことで、子供たちにとって魅力ある学校となるよう努めていきたいと考えております。

最後に、5つ目のその他の意見についてですが、事業の実施時期や施設面積に関するもの等がありました。このうち施設面積に関するものにつきましては、現時点で想定される各施設の面積の内訳についてのご意見がございましたので、附属資料15を追加することといたしました。

私からの説明は以上となります。

○内田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご質問ございませんでしょうか。

では、ご質問ないようでしたら審議に入りたいと思います。

事務局から論点整理について説明をお願いします。

○平塚企画・評価専門監 それでは、資料5をご覧ください。

前回の部会での審議内容についての論点整理表でございます。

こちらは評価調書の項目ごとに委員の皆様からのご質問、ご意見、それに対する事業担当課からの回答を記載しております。

主なものとして、II、事業内容につきまして、ほかの事業との連携あるいは再編統合により利用しなくなる高校の利活用について、IV、評価結果では、事業を行う時期によるコスト面での比較等についてご質問、ご意見をいただいております。

この後、事業担当課より回答させていただきたいと思っております。

論点整理表の内容については以上でございます。

○内田部会長 それでは、続けて事業担当課から追加説明をお願いします。

○高橋教育企画室長 事業の論点整理について資料5及び資料6によりご説明させていただきます。

それでは、資料5をご覧ください。

Ⅱ、事業内容の①でございますが、小地沢委員から高等技術専門校との関連についてご意見がございました。これについては、前回の部会で回答させていただいたとおり、今回の統合においては想定してこなかったところでございますが、今後の再編に当たりまして各校の果たすべき役割を踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、②でございます。平野委員から統合対象校の跡地利用についてご意見がございました。こちらも前回の回答のとおりでございますが、跡地利用については現時点で決まっておらず、過去の例も参考にし、今後地元の市町と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、別紙のとおり評価調書にもその旨を書き加えるとともに、過去の活用例や前回小地沢委員からお話がありました処分制限期間に関する資料として、附属資料17を追加しております。

資料をご覧くださいますと、過去の活用例としまして、平成17年度に統合した築館高校の跡地には市立幼稚園が新設され、平成27年度に統合した米山高校の跡地には広域通信制高校が設置されている例がございます。

また、処分制限期間については、鉄筋コンクリート造の場合は60年間でございますが、統合対象校につきましては事業完了後10年以上経過していることから、文部科学大臣への報告により取壊しや無償でも譲渡等が可能となっているところでございます。

次に、③でございますが、小野田委員から県北地域への特別支援学校の整備や地域に根差した学校としての多様なニーズへの対応についてご意見がございました。

まず、特別支援学校については、担当課から具体的な整備予定はないものの、特別支援学校のセンター的機能の充実や知的障害特別支援学校の狭隘化対策等を推進するため、将来構想に基づいた取組を進めていると伺っております。

また、統合校においては選択教室を多く設けたり飲食スペースも兼ねた多目的スペース等を設置したりする等、多様なニーズに柔軟に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

また、新たに行う高校生カフェの取組により、地域との結びつきを強めながら、地域産業を担えるような人材の育成等を通じ、地域に貢献していきたいと考えております。

次に、④でございますが、板委員から高校生カフェの具体的な検討状況についてご意見がございました。高校生カフェにつきましては、例えば地域の企業と連携し地元の食材を使った商品を提供すること等も想定しており、今後準備委員会において具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、地域関係者で構成する地域パートナーシップ会議の設置を予定しておりまして、高校生カフェも含めた様々な取組について地域との連携の在り方等を検討し、有意義なものとなるように努めてまいりたいと考えております。

次に、Ⅳ、評価結果1の①でございますが、平野委員から事業を先送りした場合のコスト比較についてご意見がございました。また、関連して評価結果3の①でございますが、板委員から中学校卒業生数の状況を踏まえ、事業を行う時期についてご意見がございました。

これについては、別紙のとおり評価調書に記載を追加するとともに、附属資料16を追加しております。追加資料では令和17年までの中学校卒業生数の推計を加えておりますが、特に

令和13年以降は急速に減少が進むことが見込まれておりまして、学校の再編統合には一定の期間を要するものであることから、このタイミングで再編を進める必要があると考えております。

また、統合のタイミングによるコストの比較については、評価調書に記載している事業費と同じ考え方に基づいて概算を行ったところでございます。統合を先延ばしにする場合、各校で長寿命化の対策を行う必要があるほか、維持管理に要する経費の点からも、3つの高校を1つの高校に統合したほうが節減効果が見込まれ、統合を先延ばしにすればするほどコストが増加することになるため、事業費の観点からも現時点で再編を進めていく必要があると考えております。

次に評価結果1の②でございますが、小地沢委員から総合管理計画や食というテーマについてのご意見がございました。これにつきましては、今回の統合は総合管理計画等により行われているものではなく、地域の意見等を伺いながら進めてきたものでございます。

また、食というテーマにつきましては、常に日常に存在し続けるものであるとともに、商業、家庭、農業、それぞれの専門的な学びを基本としつつ、様々な切り口で各学科が連携することができ、時代に合った学びや人材育成が可能であると考えております。

最後に、一番下に記載の内田部会長の論点まとめにつきましては、これまでの説明のとおりでございます。

私からの説明は以上となります。

○内田部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明についてご質問ございませんでしょうか。

こちらについては欠席されている小地沢委員から意見はありましたでしょうか。

○平塚企画・評価専門監 特にございませんでした。

○内田部会長 ありがとうございます。では、こちらに関してよろしいでしょうか。

○平野委員 1点だけよろしいでしょうか。

○内田部会長 よろしく申し上げます。

○平野委員 事業実施場所について、利便性があまり良くないところを選択していることは仕方ありませんが、もう少し利便性の低さをカバーできるような方策、特に通学路に関していろいろと県民からのご意見がありましたので、安全な通学路の確保について附帯意見に加えてもよろしいかと思えます。

○内田部会長 今回現地調査を行わなかったもので、現地の方しか分からないような状況もあると思えますので、その辺のご意見はしっかりと拝見して、必要であれば附帯意見に加えていきたいと思えます。

それでは、ほかにご意見ないようでしたら、これまでの審議状況から大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業については、事業を実施することは妥当としてよろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様の同意を得ましたので、部会としては本案件に関して事業を実施することは妥当と決定いたします。ありがとうございます。

では、次に答申案の審議に入ります。

これまでの審議の状況を踏まえて、部会長案として資料7に、先ほどの1つ目の案件の続きになりますが、別紙の2として答申案を作成しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○平塚企画・評価専門監 こちら資料7の別紙2をご覧ください。

大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業につきまして、審議結果として事業の

実施は妥当という方向性を示しております。

意見といたしましては、1回目の議論を踏まえまして、再編統合により閉校となる校舎の利活用について検討することとしております。

答申案につきましては以上でございます。

○内田部会長 ありがとうございます。

では、こちらに関して附帯意見が1つあります。こちらの意見については3校を1校に再編統合するために閉校となる校舎が出てきます。その利活用について検討していただきたいということで付け加えております。

それでは、この附帯意見に関して、あとはこれ以外に付け加えるべき附帯意見がありましたら委員の皆様からご意見をよろしくお願いします。

○平野委員 私は現地を見ていないので何とも言えませんが、この県民意見で通学路がすごく危険である等、細かく書いておられるご意見がありました。これは事実でしょうか。事業担当課にお聞きします。

○柴教育改革班長 鹿島台駅から鹿島台商業高校まで大体歩いて20分程度の距離にありますが、ルートとしては県道を北上していくルート、あと脇道を通る別のルートがありまして、実際学校の声を聞きますと脇道を通っている生徒が大変多いという状況です。

その脇道の状況は広い道ではなく、場所によっては車がすれ違えるかどうかという箇所もある状況です。

ある程度安全性が確保できている箇所もあれば、多少狭い箇所もあるという現状だと思います。

○平野委員 具体的に言いますと、県民意見の8番になります。

○柴教育改革班長 170メートル区間とありますが、ここは恐らく学校近くに野球場があり、その脇を歩いて学校に行く区間になりまして、そこを指していると捉えましたが、確かにそこは一段と道が狭くなる場所になりますので、この区間に関しては多少狭く、暗い感じはするという印象は持っております。

○平野委員 統合校として再整備をする中で通学路の安全性の確保を再点検しながら、大崎市と協議していただければと思います。

附帯意見にするまでの話ではない気がするのですが、私のコメントとして述べさせていただきます。

○内田部会長 平野委員からいただいた意見に関して、附帯意見とはしないけれども、担当部局にこの件を考慮していただきながら、この先事業を実施する際に整備を進めていただくようお願いいたします。

○鈴木委員 部会長よろしいでしょうか。

○内田部会長 はい、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 私は大崎市古川の事務所に勤務していますが、鹿島台を含め東側のエリアもよく通ります。確かに交通利便性を考えたときに、とても安全でお勧めできる場所は少ないですが、ただ、大崎市のエリアは逆に言うともうこのような道しかないというぐらいの箇所もあるので、なかなか代替的なルートを探すのも困難であると思います。

大崎地域の場合、2km程度の距離でも歩いて通う高校生が結構多くて、岩出山の高校も山道で結構大変なルートでもあるので、地元の間人としてはそこまで違和感はないかなという気はしていました。

ただし、通学路の安全確保はもう基本中の基本だと思いますので、大崎市と協議しながら進めていただきたいと思います。

○内田部会長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

そういう状況を踏まえた上で、通学路に関して点検、安全管理ができるように進めていただきたいと思います。

○小野田委員 部会長よろしいでしょうか。

○内田部会長 はい。

○小野田委員 鈴木委員の意見とも関係しますが、この県北の重要な場所にある地域の教育施設でもあるので、県民意見の18番を踏まえて、地域の拠点の教育施設としての機能を充実させるべく様々な工夫に努める旨の附帯意見があってもよろしいと思います。

要するに人口が減る中、現段階で統合したとしても次の統合がまた起こってしまう、その歯止めがかからない可能性もあるので、そこを見据えた対応が望ましいという意見は非常に見識ある意見だと思います。

現段階ではこのような回答しかできず、県の回答が間違っていると思っていまませんが、学校を造るだけではなく、地域の人に愛されて、地域の子供たちがこの高校に進学したいと思ってもらえるような適切な教育環境の整備が望ましいと思いますので、仙台近郊とは相当条件が違うことから、地域の特性をしっかりと配慮して、それに見合ったプログラムと事業プロセスを対応することが望ましい旨の附帯意見を加えてもよろしいと思いました。

○内田部会長 では、地域との連携をしっかりと考えた上でプログラムを構築していく旨の附帯意見を盛り込むということでしょうか。

○小野田委員 人口減少の厳しい状況でありながら、大崎地域は環境、水の循環及びお米等様々な資源が多くあるので、このような価値を活用しながら地域で生活をする起点としての可能性をすごく秘めているので、従来型の学校を造るだけではもったいない、かつ、県民意見の18番のように統合が繰り返されないよう、教育委員会がこの地域にどのような学校がふさわしいのかを地域の人と一緒に丁寧に議論していくことが求められていると思います。

また、ほかの地域の取り組みを勉強されながら大崎地域独自のやり方を模索してもよろしいと思います。

それで、コストは若干増えますが学校は何十年も続くものなので、県が少しサポートしていただいて地域の人たちが誇りを持ってその地域で生きていくような拠点、生きられるような拠点を後押ししてあげることが大事なことと思います。

○内田部会長 本案件は教育に関する事業なので、小野田委員のご意見を附帯意見に盛り込むということで、委員の皆様よろしいでしょうか。

では、先ほどの案件と同様に附帯意見の修正に関しては事務局と私に一任させていただきたいと思います。

ただし、修正案ができた時点で委員の皆様方には電子メールでお送りしたいと思いますので、ご確認よろしくをお願いします。

では、本案件に関してはこれで答申案の形成を行っていきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

最後に、本日ご審議いただいた宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業、大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業の答申については、8月中旬に行う予定です。日程については事務局と調整させていただきます。

予定していた議題は以上ですが、委員の皆様、ほかに何かございますでしょうか。

よろしければこれで議事を終了したいと思います。

それでは、事務局に進行をお返しします。皆様、ご協力ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

では、長時間のご審議、お疲れさまでございました。

答申案の修正等については部会長と事務局で調整した後ほど皆様にご連絡したいと思
います。

なお、あわせまして委員の皆様を確認しておりました下半期分の部会の開催予定につ
きましては改めてご連絡いたしますので、こちらもよろしくお願いたします。

では、本日は以上となります。誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 鈴木 秀総 印

議事録署名人 瀬口 孝 印